

## 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例の一部を改正する条例

四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例（平成11年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号オ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。